

法人名	法人番号	住所	指名停止措置期間	該当事項	指名停止措置理由等
株式会社 N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11～R7.7.18	指名停止の措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通省から受注した舗装工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を実施していた。 また、N I P P O 子会社プラントでは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、受注者（親会社または他社）へ出荷していた。さらに、本事案の発覚後に実施した国の全国調査に対し、子会社プラントに製造データの書き換えを指示し、国に事実と異なる報告を行っていたため指名停止措置を行う。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11～R7.7.10	指名停止の措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通省から受注した舗装工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を実施していた。 また、自社プラントでは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、他社へ出荷していたため指名停止措置を行う。

日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1-18 -17	R7.6.20~R7.8.19	指名停止の措置要領 別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	当該事業者は、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことから違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行う。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1-1-1	R7.6.20~R7.8.19	指名停止の措置要領 別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	当該事業者は、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことから違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行う。
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8-1	R7.6.20~R7.8.19	指名停止の措置要領 別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	当該事業者は、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことから違反事業者として公表された。 これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行う。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1-1	R7.6.20~R7.8.19	指名停止の措置要領 別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	当該事業者は、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことから違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行う。

フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4-2-5	R7.6.20~R7.10.19	指名停止の措置要領 別表第 2 第 5 号（独占禁止 法違反行為）	当該事業者は、建設事業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことから違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 これは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成 9 年 5 月 30 日付け官会第 1 2 4 2 号）別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行う。
-----------	---------------	----------------	------------------	---	---

関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見 1丁目3番7号	R7.7.4~R7.10.3	別表第2第13号（建設業法違反行為）（別表第2第14号（イ）を準用）	当該事業者は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない二者について当該資格が証する技術的能力を有する者であると記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島 6-2-26	R7.7.4~R7.10.3	別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13	当該事業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日及び令和6年7月17日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局より指示処分及び営業停止処分（22日間）を受けた。
大成産業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川26-9	R7.7.4~R7.10.3	別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13	当該事業者は、代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。